



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 アイ・ケイ・ケイ株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 金子 和斗志  
 (東証第一部 コード番号：2198)  
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 登 田 朗  
 T E L 050-3539-1122

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 14 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 1 月 28 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、定款第 19 条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を 2 名増員し、8 名から 10 名に変更するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 (現行どおり)
(1) 冠婚葬祭の式場の経営	(削除)
(2) 国内外の結婚式及び披露宴の企画、運営及び管理	(1) 国内外の結婚式場、ホテル、旅館、レストラン、葬祭場、介護施設及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介及びコンサルタント業
(新設)	(2) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施
(新設)	(3) 経営コンサルタント業
(新設)	(4) 各種調査、情報提供サービス業
(新設)	(5) 駐車場の経営
(新設)	(6) ケータリングサービス業
(3) 飲食店の経営	(削除)
(4) 冠婚葬祭用品の販売及びその取次並びに斡旋	(7) 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引出物及び食料品等の製造、卸、販売及び販売仲介

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> 国内外の写真、ビデオ等の映像物の制作及び販売</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>(13)</u></p> <p><u>(14)</u> 飲食料品の販売に関する業務</p> <p><u>(15)</u> 惣菜、弁当等の調理食品の製造加工・販売・宅配</p> <p><u>(16)</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>(19)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(20)</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><u>(8) 貴金属、宝石、アクセサリーの卸、販売及び賃貸</u></p> <p><u>(9) 美容室及びエステティックサロンの経営、運営及びコンサルタント</u></p> <p><u>(10) 衣裳の企画、制作、卸、販売、賃貸、修繕及びクリーニング業</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 投資業</u></p> <p><u>(13) 投資顧問業</u></p> <p><u>(14)</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>(21)</u></p> <p><u>(22) 酒類、飲食料品の販売に関する業務</u></p> <p><u>(23) 惣菜、弁当、調味料等の調理食品の製造加工・販売・宅配</u></p> <p><u>(24)</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>(27)</u></p> <p><u>(28) 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>(29) ブライダル、料理学校の経営</u></p> <p><u>(30) 労働者派遣業</u></p> <p><u>(31) 人材育成の教育研修事業</u></p> <p><u>(32) 野菜、果物及び穀物等の農産物の生産、加工、販売</u></p> <p><u>(33)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 28 年 1 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 1 月 28 日 (予定)

以 上